

基本財産処分承認申請 必要書類一覧表

(○印が必要な添付書類)

区 分	不動産の 売却等	建 物 の 取り壊し	現金(基金) の取り崩し	備 考
基本財産処分承認申請書	○	○	○	
評議員会及び理事会議事録 (写)	○	○	○	原本証明
財産目録	○	○	○	処分前のもの
不動産登記事項証明書	○	○	-	
残高証明書	-	-	○	
不動産の価格評価書 又は税の評価証明書	○	-	-	市町村、銀行発行の評価書又は不動産鑑定書等
売買価格等を証する書類	○	-	-	売買(交換)仮契約書(写)又は買取確約書(写)等
売却金等の使途計画書	○	-	○	
補助金決定通知書 (写)	○	-	○	
助成金決定通知書 (写)	○	-	○	
借入金決定通知書 (写) 金銭消費貸借契約書等	○	-	○	
図面	○	○	-	平面図・配置図 (処分物件を色分けすること)
土地所有者の承諾書	-	○	-	
抵当権者の承諾書	○	○	-	
施設建設 (改築) 計画書	○	○	○	

基本財産処分承認申請 必要書類とチェック事項

必要書類	チェック事項	
基本財産処分承認申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長印は法人代表者印鑑登録証明書と同一のものか ・ 各ページに捨印を押しているか ・ 法人所在地は定款第4条の事務所所在地と一致しているか ・ 処分内容は適切か ・ 処分物件の記載は不動産登記事項証明書になっているか 	
評議員会議事録（写）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長名で原本証明しているか ・ 定足数を満たしているか（特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数） ・ 議長が選任された者と一致しており、かつ定款で定めた者が署名押印しているか ・ 議事録記載事項（※1）を記載しているか ・ 基本財産の処分に関係する議案（基本財産の処分の必要性や手続きについて決議した議案）を記載しているか 	
理事会議事録（写）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長名で原本証明しているか ・ 定足数を満たしているか（特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数） ・ 議長が選任された者と一致しており、かつ定款で定めた者が署名押印しているか ・ 議事録記載事項（※2）を記載しているか ・ 基本財産の処分に関係する議案（基本財産の処分の必要性や手続きについて決議した議案）を記載しているか 	
財産目録	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款上の基本財産と財産目録の基本財産が一致しているか（処分前のももの） 	
不動産登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請日から遡って3か月以内に発行されたものを添付しているか 	
以下、該当する場合に添付する書類		
不動産の売却等の場合	不動産価格評価書 又は税の評価証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産鑑定士によるもの、また路線価により算出したもの等公正な価格での売却であるか
	売買価格等を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売買（交換）仮契約書（写）又は買取確約書（写）等を添付しているか
	売却金等の使途計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な使途計画を示しているか ・ 施設建設等を伴う場合には、計画書や図面を添付しているか
	補助金決定通知書（写）	<p>【施設建設等に伴い、交付される場合に添付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の通知が、漏れなく添付されているか ・ 補助金合計額が、施設整備結果報告書と一致しているか ・ 補助決定先の長の押印がされているか <p>※決定通知書が未だ交付されていない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内示通知又は予定通知等を添付しているか
	助成金決定通知書（写）	<p>【施設建設等に伴い、交付される場合に添付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 助成金の通知を漏れなく添付しているか ・ 助成金合計額が施設整備結果報告書と一致しているか ・ 助成決定先の長の押印がされているか <p>※決定通知書が未だ交付されていない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内示通知又は予定通知等を添付しているか
	借入金決定通知書（写） 金銭消費貸借契約書（写） 等	<p>【施設建設等に伴い、借入を行う場合に添付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 償還計画書と整合性がとれているか（総借入金額・償還年度等） ・ 借入のための担保は問題ないか（担保に供する不動産が基本財産の場合、所轄庁の承認が必要）
	土地の公図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請日から遡って3か月以内の公図を添付しているか
建物図面 (案内図・配置図・平面図)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取壊し等建物がある場合は、平面図等を添付しているか 	

	抵当権者の承諾書	【不動産に担保が設定されている場合に添付】 ・不動産に売却等について、抵当権者に具体的な説明がなされ、承諾をうけているか
建物の取壊し等の場合	建物図面 (案内図・配置図・平面図)	・取壊し等建物がある場合は、平面図等を添付しているか
	土地所有者の承諾書	【借地上の建物取壊しにより建替え及び増改築等の場合に添付】 ・土地所有者に具体的な説明がなされ、承諾を受けているか
	抵当権者の承諾書	【不動産に担保が設定されている場合に添付】 ・建物の取壊し等について、抵当権者に具体的に説明がなされ、承諾をうけているか
現金(基金)取崩しの場合	残高証明書、通帳の写し	・残高は、財産目録や通帳の写しの金額と一致しているか ・金額が記載されているページと名義人が記載されているページを添付しているか
	取崩し金等の使途計画書	・具体的な使途計画を示しているか ・施設建設等を伴う場合は、設計書や図面が添付されているか
	補助金決定通知書(写)	【施設建設等に伴い、交付される場合に添付】 ・補助金の通知を漏れなく添付しているか ・補助金合計額が施設整備結果報告書と一致しているか ・補助決定先の長の押印がされているか ※決定通知書が未だ交付されていない場合 ・内示通知又は予定通知等を添付しているか
	助成金決定通知書(写)	【施設建設等に伴い、交付される場合に添付】 ・助成金の通知を漏れなく添付しているか ・助成金合計額が施設整備結果報告書と一致しているか ・助成決定先の長の押印がされているか ※決定通知書が未だ交付されていない場合 ・内示通知又は予定通知等を添付しているか
	借入金決定通知書(写) 金銭消費貸借契約書(写)等	【施設建設等に伴い、借入を行う場合に添付】 ・償還計画書と整合性がとれているか(総借入金額・償還年度等) ・借入のための担保は問題ないか(担保に供する不動産が基本財産の場合、所轄庁の承認が必要)

※1 評議員会議事録記載事項

- ① 開催年月日及び場所
- ② 議事の経過の要領及びその結果
- ③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- ④ 次に掲げる意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - ア 監事による監事の選任若しくは解任又は辞任に関する意見
 - イ 監事を辞任した者による監事を辞任した旨及びその理由(辞任後最初に開催される評議員会に限る。)
 - ウ 会計監査人による会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任に関する意見
 - エ 会計監査人を辞任した又は解任された者による辞任した旨及びその理由又は解任についての意見(辞任又は解任後最初に開催される評議員会に限る。)
 - オ 監事による理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録、その他の資料が法令若しくは定款に違反し、若しくは不当な事項があると認める場合の調査結果
 - カ 監事による監事の報酬等についての意見
 - キ 会計監査人による法人の計算書類および付属明細書が法令又は定款に適合するかどうかについて、監事と意見を異にするときの意見
 - ク 定時評議員会において会計監査人の出席を求める決議があったときの会計監査人の意見
- ⑤ 出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称(監査法人の場合)
- ⑥ 議長の氏名(議長が存する場合)
- ⑦ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- ⑧ 議事録署名人の記名押印又は署名

※2 理事会議事録記載事項

- ① 開催年月日及び場所

- ② 次に掲げるいずれかに該当するときはその旨
 - ア 招集権者以外の理事が招集を請求したことにより招集されたもの
 - イ 招集権者以外の理事が招集したもの
 - ウ 監事が招集を請求したことにより招集されたもの
 - エ 監事が招集したもの
- ③ 議事の経過の要領及びその結果
- ④ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- ⑤ 次に掲げる意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - ア 競業又は利益相反取引を行った理事による報告
 - イ 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときの監事の報告
 - ウ 監事が必要があると認めた場合に行う監事の意見
- ⑥ 理事長が定款の定めにより議事録署名人とされている場合の、理事長以外の出席した理事の氏名
- ⑦ 出席した会計監査人の氏名又は名称（監査法人の場合）
- ⑧ 議長の氏名（議長が存する場合）
- ⑨ 議事録署名人の記名押印又は署名